

市民懇談会について

資料 1

1 市民懇談会の開催趣旨

市民懇談会は、【自治基本条例】の「東大和市におけるあり方」を検討するにあたり、形式に捉われず、市民と行政が意見交換するために設定させていただきました。**市民懇談会においては、自治基本条例の制定について、[決定]をすることはありません。**

「今後、どのように検討や議論を広げて行ったら良いか」等のご意見を伺うことが、最大の目的です。したがって、固く考えずにご参加いただき、日常、市について感じている事などお話しください。

2 市民懇談会開催概要

(1) 参加者（市職員を除く） 合計9名

区分	人数	対象者
一般市民	3名	平成 25 年6月1日現在で市内在住の20歳以上の方
区分選出市民	5名	各種団体等で活動する市民
有識者	1名	行政実務、市民協働等に精通している方

(別紙自治基本条例に関する市民懇談会参加者名簿を参照願います。)

(2) 市民懇談会の開催時期及び内容等（予定）

開催	開催内容	開催時期
第1回	自治基本条例とは①	H25.11.29
第2回	自治基本条例とは②	H26.1 末頃
第3回	市民自治・市民協働とは	H26.3 末頃
第4回	各市の事例研究	H26.5 末頃
第5回	東大和市の現状	H26.7 末頃

※第6回以降はそれまでの懇談を踏まえ、参加者で相談しながらテーマを探ってまいりたいと思います。

(3) 懇談の形式について

毎回、事務局においてテーマに沿った資料を作成のうえ、冒頭その説明を行います。

参加者におかれましては、資料・説明に対して思ったことをご発言いただき、自由に意見交換する形で進めたいと考えております。懇談の場で1つの結論を出していただく必要はございませんので、遠慮なくご発言ください。

また、懇談するテーマについても、ご意見がありましたらご提案ください。

3 参加者の身分等について

【意見交換のための懇談会】であることから、協議会や委員会などのような会議体とせず、全体で一つの結論を出していただく必要はありません。また、参加者は「委員」ではなく、任期も設定いたしません。

なお、恐れいりますが、参加者に対する報酬等の謝礼はございません。ただし、活動中の事故等による損害に対する補償として、東京都社会福祉協議会のボランティア保険に加入いたしました。

4 担当および問合せ先

東大和市 企画財政部 企画課（自治基本条例担当）五十嵐・北野

電話 042(563)2111 内 1470・1423 FAX 042(563)5932

E-mail kikaku@city.higashiyamato.lg.jp